

会 見 年 月 日	令和3年7月13日 (火)
担 当 課	市長公室企画政策課
問い合わせ先	電話：0791-43-6867 (内線：2453) FAX：0791-43-6822 (担当者名：玉木、庵原)

『みなと地域貢献寄付型ファンド ～赤穂市とともに～』について (お知らせ)

赤穂市と包括連携協定を締結(令和2年3月2日)している㈱みなと銀行が、赤穂市制施行70周年を記念し、包括連携協定に基づく地域活性化の一環として、6月29日から『みなと地域貢献寄付型ファンド ～赤穂市とともに～』の取扱いを行っておりますので、情報提供します。

2021年6月29日

各 位

株式会社 みなと銀行

みなと地域貢献寄付型ファンド『赤穂市とともに』の取扱開始について ～赤穂市制施行 70 周年記念事業～

関西みらいフィナンシャルグループの みなと銀行（社長 武市 寿一）は、赤穂市と締結しました連携協定に基づく事業の一環として、2021年6月29日より掲題新商品の取扱いを開始しましたのでお知らせします。

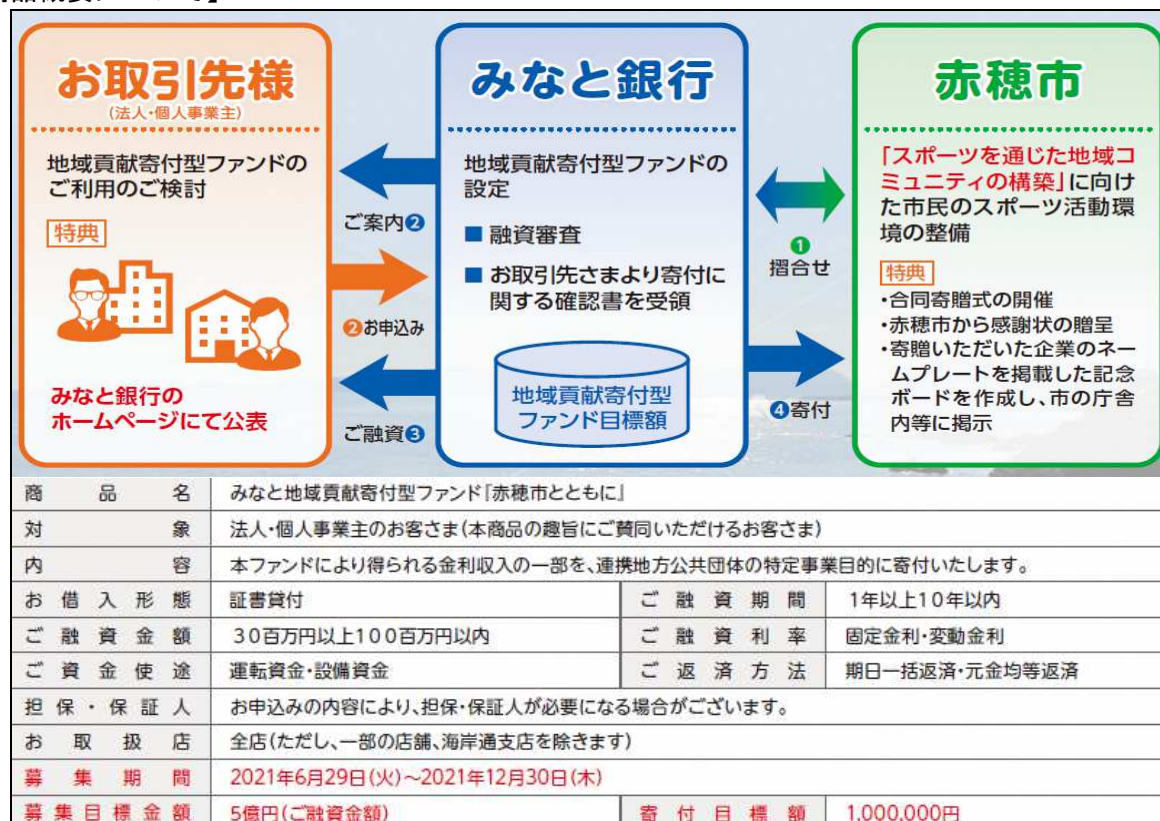
赤穂市は、地方創生の主要施策として、「歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築」を掲げています。本ファンドは、その施策の趣旨にご賛同頂ける法人・個人事業主を対象とした融資商品で、当社は、取扱（融資）額が目標に達した段階で、金利収入の一部を赤穂市に寄付いたします。（目標額：融資5億円、寄付金100万円）

本寄付金は、赤穂市の「スポーツを通じた地域コミュニティの構築」に向けた市民のスポーツ活動環境の整備にお役立ていただく予定です。

尚、同種商品として小野市（2017年6月～12月）、神戸市（2019年1月～2019年6月）、三木市（2019年4月～2019年9月）においても取扱いしており、多くの地元企業から主旨にご賛同いただいております。

みなと銀行は、今後も地域の皆さまへの様々な金融・情報サービスの提供を通じて、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

【商品概要について】



以 上

<本件に関するお問合せ先>

関西みらいフィナンシャルグループ（みなと銀行） 広報室 078-333-3247

みなと地域貢献寄付型ファンド

赤穂市とともに

赤穂市の施策内容

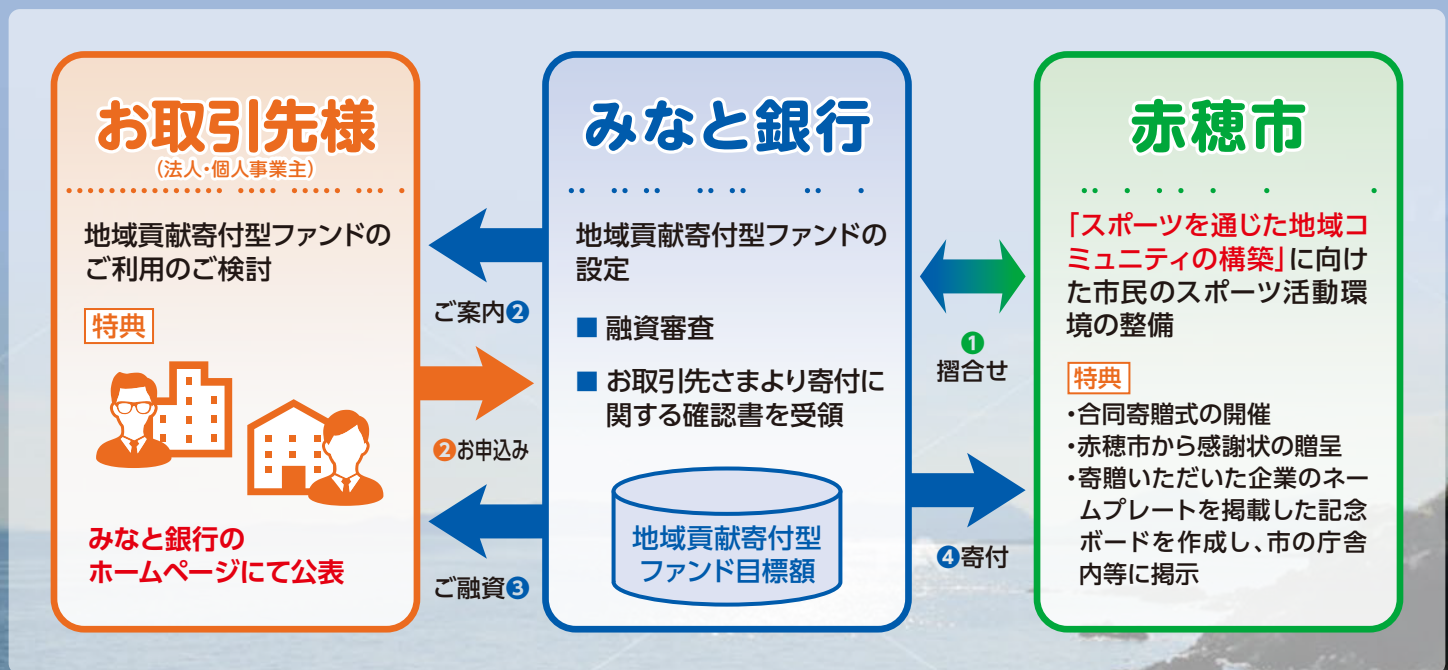
歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

※詳細は裏面をご参照ください

みなと銀行では、兵庫県内の地方公共団体と連携し、地域の活力維持、一層の経済発展に向けて様々な取組を進めております。

このたび、赤穂市との連携のもと、「みなと地域貢献寄付型ファンド ～赤穂市とともに～」の取扱を開始しました。当商品のご利用により当社がいただきます金利収入の一部を、目標額に到達した段階で、赤穂市の施策の事業費として、企業・事業者さまのお名前を添えて、寄付させていただきます。

赤穂市の施策にご賛同いただける企業・事業者のみなさまの積極的なご利用をお待ちしております。



商 品 名	みなと地域貢献寄付型ファンド『赤穂市とともに』		
対 象	法人・個人事業主のお客さま(本商品の趣旨にご賛同いただけるお客さま)		
内 容	本ファンドにより得られる金利収入の一部を、連携地方公共団体の特定事業目的に寄付いたします。		
お 借 入 形 態	証書貸付	ご 融 資 期 間	1年以上10年以内
ご 融 資 金 額	30百万円以上100百万円以内	ご 融 資 利 率	固定金利・変動金利
ご 資 金 使 途	運転資金・設備資金	ご 返 済 方 法	期日一括返済・元金均等返済
担 保 ・ 保 証 人	お申込みの内容により、担保・保証人が必要になる場合がございます。		
お 取 扱 店	全店(ただし、一部の店舗、海岸通支店を除きます)		
募 集 期 間	2021年6月29日(火)～2021年12月30日(木)		
募 集 目 標 金 額	5億円(ご融資金額)	寄 付 目 標 額	1,000,000円

※商品のご利用に際しては当社所定の審査がございます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。
 ※金融環境の変化等により、商品の取扱内容を変更または中止させていただく場合がございます。
 ※商品の内容、ご利用の詳細につきましては、お取引店、または最寄りのみなと銀行の本支店までお問い合わせください。

歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる 地域コミュニティの構築

スポーツは、健康づくりや生きがいづくりを進めるうえでかせないものであり、様々なスポーツ活動を通じて、人と人がふれあい、豊かで明るいまちづくりを進めるうえでも重要な役割を担っています。

赤穂市は、すべての市民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができる「**スポーツ先進都市**」として、**スポーツ活動の場と機会の充実を推進**します。

2021年3月には「赤穂市スポーツ推進計画(第3次)」を改定し、スポーツの充実に向けて、今後5年間、具体的施策等に取り組むこととしております。



● 赤穂市スポーツ都市宣言

赤穂市では、「健康とスポーツを新機軸としたスポーツ先進都市」の実現を目指すため、「スポーツ都市」とすることを宣言いたしました。

(2012年2月23日宣言)

● 赤穂市 スポーツ都市としての歩み

- ・2006年 のじぎく兵庫国体・剣道競技開催
- ・2011年 第1回赤穂シティマラソン大会
- ・2012年 赤穂市スポーツ都市宣言
- ・2021年2～3月 第10回赤穂シティマラソン オンライン大会開催
- ・2021年3月 赤穂市スポーツ推進計画(第3次)改定

協定内容

赤穂市とみなと銀行は、次の事業について、緊密に連携・協力して取り組むこととしております。

- ① 産業振興に関すること
- ② 移住・定住促進に関すること
- ③ 観光振興に関すること
- ④ その他、地域の活性化に関すること

※なお、本協定の趣旨に鑑み、双方が連携・協調することの意義があると考えられる事項については、上記に限らず幅広く取り組んで参ります。

赤穂市とみなと銀行は、2020年3月に、互いの資源を活かした協働による活動を推進し、緊密な相互連携により、地域の一層の活性化を図ることを目的とし、「包括連携協定」を締結しています。